

# 企業の CSR に果たす業界団体の役割

B0EB1261 矢吹俊哉

## 目次

はじめに

### 第1部 理論編

第1章 CSR とは

第2章 業界団体とは

第3章 囚人のジレンマ

第4章 CSR の基本的概念

### 第2部 ケーススタディ編

第1章 日本証券業協会 ―自主規制―

第2章 日本経済団体連合会 ―1%クラブ―

第3章 全日本印刷工業組合連合会 ―全印工連 CSR 認定―

第4章 ソーシャルゲーム協会 ―組織の抱える問題点―

### 第3部 まとめ・提言

おわりに

参考文献

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に関東地方まで甚大な被害をもたらした。被災者への様々な緊急物資支援や震災に伴う首都圏での帰宅困難者の問題、原発事故への対応などからCSRという分野が以前にもまして世間から注目されるきっかけとなったといえるだろう。

震災に関わる様々な報道を通し、企業の積極的な支援活動や倫理観に不足していると思われる行動などを見聞きする中で、利益の追求だけでない企業の責任について非常に関心を持ち、CSRをテーマとする現在のゼミナールを選択した。

私自身の就職活動の際にもCSRという観点から企業を見る機会は多くあったが、積極的なCSR活動を行っている企業は大企業でも一部に限られ、中小企業においてはまだまだ取り組みが十分ではない状況であると感じた。そんな中で利益追求を目的とせず、業界の発展を目的とする業界団体について知る機会があった。

業界団体と聞くと、政策への提言などを通して加盟企業に有利になることを目指しているかのような印象を持つ人も多いであろう。しかしながら、業界団体は企業とそのステークホルダーの間に存在しており、業界の発展のため双方にとってよりよい事業環境となるよう積極的に活動している団体も存在する。この業界団体を通して、本業では競争相手である企業同士であっても、協調することでより効率的で有効なCSR活動や業界団体が音頭を取ることでCSRをより広めていくことができるのではないだろうか。一方で加盟する企業間では統一した取り組みである必要性から、取り組むことのできるCSRの範囲には限りがあるとも考える。

そこで本論文では、先行研究の少ない業界団体と企業のCSRについて焦点を当て分析していく。ケーススタディでは現在行われている業界団体の活動とCSRとの関係性を見ることで、業界団体と協調することによるCSRへの利点が存在するのか、その場合の課題を見ていきたい。最後にまとめとして、これから企業のCSRへ業界団体がどう関わっていくことが望ましいか、その際の業界団体の社会的責任(SR)も含めて目指すべき姿を考えていきたい。

## 第1部 理論編

### 第1章 CSRとは

CSRとはCorporate Social Responsibilityの略であり、直訳すると企業の社会的責任となる。CSRと言う概念については、時代・国・企業によって考え方やその対応がさまざまであり、どのような企業慣行が責任ある行動と言えるのかという点も含め、未だに曖昧である。日本での変遷を取り上げると、高度経済成長期の1960年代以降に顕在化してきた公害問題、環境汚染により企業の環境に対する意識の高まりが見られた。こうした環境問題への対応の中で、1970年代には企業の社会的責任という言葉が使われ始めたとも言われる。1990年代以降、偽装表示・談合などの企業の不祥事、ステークホルダーへの対応かの概念が注目される。2003年のCSR元年以降は、大企業を中心にCSR専門の部署の設置やCSR報告書の公開などCSR活動とその情報公開の体制が整っている。現在では、公害問題以外にも地球温暖化対策をはじめとした環境問題、労働問題や人権問題、幅広いステークホルダーへの適切な対応など多くの分野がCSRと関わっている。

この論文では、業界団体と企業のCSR活動の関わりについて見ていくため、1つの定義として経済産業省の企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会の報告書を参考にする。

CSRとは、今日経済・社会の重要な構成要素となった企業が、自ら確立した経営理念に基づいて、企業を取り巻くステークホルダーとの間の積極的な交流を通じて事業の実施に努め、またその成果の拡大を図ることにより、企業の持続的発展をより確かなものとするとともに、社会の健全な発展に寄与することを規定する概念であるが、同時に、単なる理念にとどまらず、これを実現するための組織作りを含めた活動の実践、ステークホルダーとのコミュニケーション等の企業行動を意味するものである。

(経済産業省「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会」中間報告書)

## 第2章 業界団体とは

業界団体とは、ある特定の産業にかかわる企業や、ある特定の業務にかかわる個人を会員として構成される非営利団体である。業界団体と聞くと日本的な組織のように思われるが、海外にも業界団体は存在している。日本でも時折報道に載ることがある全米ライフル協会は、銃の製造業者、販売業者による業界団体である。また先日、国の枠を超えて通信事業者や端末メーカー、チップセットメーカーなどのモバイル企業が参画する新たな業界団体 **Open Web Device Compliance Review Board (CRB)** が設立されるなど国際的な業界団体も存在している。日本の業界団体でも日系企業、外資系企業を問わず参画している業界団体や、日本に拠点を置く外資系企業のみで会員が構成された業界団体も存在する。業界団体は非営利団体であるということも重要である。事業者としての共通の利益の増進を目的に含むと、独占禁止法の定める事業者団体となり厳しい規制の対象となる。業界団体の目的として当該業界の発展となっているところがほとんどであるが、そこに加えて会員企業の顧客の保護を掲げる団体もある。企業だけでなくその顧客を含むステークホルダー全体に対しても目を向ける存在が業界団体である。

ここで現在の日本の業界団体の設立経緯に着目すると、大きく分けて2つに分類される。一つは、戦後の各統制会の廃止に伴う設立であり、もう一つは高度経済成長期から今日までの産業構造の変化の中で、新たに設立されたものである。こうして設立された業界団体が国内に約3000あると言われている。業界団体の活動は、テーマ別の委員会活動、業界の売上高や輸出入に関する統計資料の作成、業界に関する資料・情報の収集、行政からの情報の伝達、行政に対する意見・要請の伝達、規格・標準化、環境問題への取り組み、広報活動など多岐にわたっている。特に行政との関係については、行政側の法律や政策の立案・周知・指導の実効性を上げるために業界団体が活用されてきた。企業は個別では対応できない、政策に関する要望や政策立案過程での協議を業界団体を通じて行ってきた。これらが日本経済の成長を支えてきた一面もあるとする考え方も存在する。

今日の業界団体は課題も抱えている。まず一つに産業構造の変化が続いてきた中で、業界間の境界が不明確になっていることから類似の活動を行っている団体が存在したり、業種区分が細分化されることで新しい団体が設立される一方、古い団体が残ってしまったりという現象が見られる。加えて業界団体の組織の不透明さも指摘されることがある。企業を取り巻く環境が絶えず変化している現代において、業界団体もまたその変化に応じて自らを変化させていくことが求められている。

### 第3章 囚人のジレンマ

業界団体と企業の CSR 活動を見ていくに当たり、まず業界団体として結束しその後も各企業と協調していく関係性について、囚人のジレンマの理論を用いる。特に本論文では、囚人のジレンマの中でも互惠性原理を用いて説明していく。

まず囚人のジレンマとは 2 者間の協力非協力に関するジレンマである。例として 2 人の容疑者の場合を取り上げる。条件として、共同で犯罪を行ったと思われる A、B には十分な証拠がなく自白を引き出したい。そのために担当検事が次のような提案をしたとする。

- ・一方が否認している間に自白した場合は不起訴とする
- ・否認している間にもう一方が自白してしまった場合は懲役 10 年となるだろう
- ・2 人とも否認している場合は懲役 2 年だろう

	A 協調	A 裏切り
B 協調	A 刑期 2 年 B 刑期 2 年	A 不起訴 B 刑期 10 年
B 裏切り	A 刑期 10 年 B 不起訴	A 刑期 10 年 B 刑期 10 年

この場合、相手の選択に関わらず非協力行動である自白をすることでより多くの利益を得ることができる。(罰が少なくなる)しかし、2 人とも非協力行動を取った場合は刑期が 10 年となり 2 人とも協調した場合の方が大きな利益を得られるというジレンマに陥る。

これをふまえて互惠性原理とは、「相手が協力するならば自分も協力する。相手が協力しないのであれば自分も協力しない」という心の動きのことである。ここで一旦「安心ゲーム」と呼ばれる状況について述べる。この状況では協力非協力の選択は無限に行われ、ゲーム環境が

- ・相手が協力行動を取っているかぎりには非協力行動を取るよりも協力行動を取る方が自分にとって望ましい結果が得られる
- ・相手が非協力行動を取っている場合には協力行動よりも非協力行動を取る方が自分にとって望ましい結果が得られる

という状況である。はじめに示した囚人のジレンマの例では、選択は 1 度であるため一方が協力を選びもう一方は非協力を選択した場合、非協力を選択した「裏切り者」のみが利益を得られる。しかし安心ゲームの状況では、選択が無限に行われるため片方が非協力を選択すれば次から相手も非協力を選択してくる。ゆえに最終的には双方の利益の差はほとんどない。

ここである実験を紹介する。実験の参加者 A,B の 2 名に 500 円ずつ謝礼として渡される。次のその 500 円を相手に提供するかどうかを決める。自分が 500 円を提供すると、

相手は倍の 1000 円を受け取ることができる。双方が選択を決めた後に、参加者に「互いに 500 円渡し合った場合」「自分は渡さず、相手が渡してくれた場合」「自分が渡したが相手は渡してくれなかった場合」「2 人とも渡さなかった場合」それぞれについて、どれくらい満足できたと思うかを尋ねた。回答を分析すると、相手が協力してくれている限りは、相手を裏切って 1500 円もらうよりも自分も協力し 1000 円をもらう結果に大きな満足を感じることが分かっている。一方、相手が協力していない場合は互いに非協力の選択を取り合っている状況の方が望ましい、とほとんどの人が考えることも明らかにされている。この回答のパターンから、囚人のジレンマ実験に参加した人たちが、主観的には囚人のジレンマ状況ではなく「安心ゲーム」状況として理解していたことが示される。このことをふまえると先に述べた互惠性原理は、囚人のジレンマに直面した際にゲーム環境が「安心ゲーム」であるかないかに関わらず主観的に「安心ゲーム」状況である、と理解してしまうことであるといえる。互惠性原理は、ジレンマ状況の当事者が自分たちの取る行動が自分たち自身にとって意味のある結果をもたらすのだ、ということを理解すればするほど活性化されることも実験から分かっている。活性化されることで当事者間の協調が強まることになる。また選択の試行を重ねることで、非協力を選択し自分の利益のみを追求する合理的利己主義よりも、互惠性原理に基づいて行動することの方が利益が大きくなることが知られている。社会の中で互惠性理論の適用や活性化は、意識されることがなく生じて囚人のジレンマを安心ゲームへと変換し、人々に裏切られないかぎり協力した方がいいと思わせるモジュールとなっている。

これらの理論は、個人のジレンマ状況における選択について研究し示したものであり、急激な経済状況の変化などでゲーム構造が変化する場合も存在するが、人々の集団である企業に適用することも可能である。

## 第4章 CSRの基本的概念

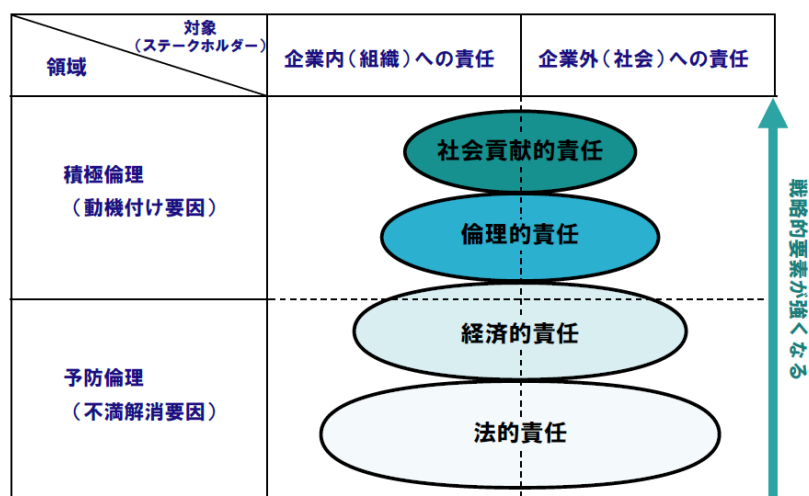
第3章で業界団体として各企業が協調していく関係性について論じた。次に業界団体の活動に参画、もしくは業界団体から促される形で企業が活動したCSR活動を分類する手段として、日本経営倫理学会が提唱するCSRの基本的概念を用いて分類していく。

この概念は大きく4つの象限に分かれる。4つの象限は「予防倫理・積極倫理」と「企業内（組織）への責任・企業外（社会）への責任」の組み合わせからなる。予防倫理とは社会や企業をさまざまなリスクから保護する活動である。日頃から組織の構成員に正しい行為を認識させる活動はもちろんのこと、不正行為が行われる直前での防止や、万が一倫理的ではない行為が起きてしまった場合でもその被害を最小限にとどめる仕組みや制度作りが挙げられる。積極倫理とは社会の成長及び発展に貢献する積極的な支援活動のことである。企業が社会的存在として認められるために必要であり、活動を社会へ開示することも重要な活動として求められる。地域との交流活動や財団設立、芸術・文化の保全といった行為が含まれる。積極倫理は予防倫理に比べ、より戦略的要素が強くなる。これに企業内・企業外への責任を加えたものがCSRの基本的概念である。

この枠組みを踏まえたうえで論じられる責任が4つあり、「法的責任」「経済的責任」「倫理的責任」「社会貢献的責任」である。4つの責任の内容について述べると

- 1：法的責任…法律や条例を遵守する責任
- 2：経済的責任…株主への配当、賃金、税金を支払う責任
- 3：倫理的責任…上記の責任を果たした上で、更に企業独自の倫理観による責任
- 4：社会貢献的責任…消費者保護や社会貢献活動に積極的に取り組んでいく責任

以上の4つの責任を1から4へ順番に果たしていくことで企業のCSRがより倫理的に望ましくなっていくと同時に、戦略的な要素もより強まっていく。



日本経営倫理学会 CSR 研究部会レポートより抜粋

## 第2部 ケーススタディ編

### 第1章 日本証券業協会 ―自主規制―

それでは企業のCSRと関わる活動をしている業界団体とその取り組みについて紹介していく。1つ目は日本証券業協会の取り組みである。日本証券業協会は全国の証券会社を構成員とする社団法人であり、金融商品取引法に基づく認可金融商品取引業協会である。協会の有価証券の売買等を公正かつ円滑化、業界の発展を図り、もって投資家の保護に資することを目的としている。1940年から1941年にかけて1府県1協会を基準に設立された証券業協会が元であり、統合を重ね1973年に現在の日本証券業協会が設立されている。主な業務として

- ・ 自主規制に関する業務
- ・ 金融商品取引等および市場の発展に資する業務
- ・ 国際業務、国際交流

以上が挙げられる。特にこの内自主規制業務について会員企業のCSRとの関わりを見ていく。

日本証券業協会が行っている自主規制に関する業務は、大きく5つに分かれている。

- 1 自主規制ルール の 制定、実施
- 2 監査およびモニタリング調査の実施
- 3 自主制裁の発動
- 4 証券取引等の苦情相談、あっせん
- 5 外務員資格試験の実施等

以上のうち、4の「証券取引等の苦情相談、あっせん」の業務は、日本証券業協会を含む5つの業界団体の相談、紛争解決サービスを一元化した特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」にほとんどが委託されている。加えて5の「外務員資格試験の実施等」は金融商品取引法によって定められた資格および試験、登録制度である。したがって日本証券業協会独自の活動は1から3である。

#### <自主規制ルール の 制定、実施>

日本証券業協会が定める自主規制ルールには、有価証券の売買等の公正な慣習を促進し不正な取引を防止する自主規制規則に加え、取引上の慣習を統一し不確定、不統一性による紛争を排除するための統一慣習規則、協会員と顧客や協会員相互の紛争の迅速かつ適正な解決のため定める紛争処理規則がある。自主規制規則では顧客管理内部管理や従業員外務員との関係、広告、株式や債券など各金融商品などのカテゴリーに分け規則が定められている。協会員の担当者向けにリーフレットやQ&Aの形でガイドラインも公開され、各社で自主規制ルールの適正な運用がなされるように考慮されている。



<監査およびモニタリング調査の実施>

監査は、監査対象の本店、支店または営業所等を訪問し帳簿書類等を監査する方法と提出書類に基づく方法で行われている。監査については公的機関である証券取引等監視委員会と情報交換が行われている。監査の基本的な考え方は、協会の取り組みを尊重しつつ、投資者の保護を図ることを目的に法令や諸規則の遵守状況、内部管理態勢を点検するとされている。平成 24 年度の実施状況は、次のようになっている。

	会員【証券会社】	特別会員【銀行等】
監査実施社数	87 社	53 機関
1 社平均の監査日数	6.1 日	5.0 日
1 社平均の監査人員	4.6 日	3.6 人

日本証券業協会に加盟する会員は 258 社、特別会員は 212 機関であるので 1 年に約 1/4 の会員が監査を受けている。この監査の結果、法令・諸規則違反が指摘された会社数は、会員で 25 社、特別会員で 4 機関となっている。平成 25 年度上半期での違反事例としては、個人情報管理に係る不備（法令違反）不正取引防止のための売買管理態勢に係る不備（規則違反）役員による有価証券の売買等に係る管理不備（規則違反）などが挙げられている。

<自主制裁の発動>

法令や自主規制ルール違反に対して厳正な制裁を行っている。平成 25 年度の処分・勧告では、次のようになっている。

	違反事由	処分・勧告
丸大証券	顧客分別金信託を不正に流用	除名
SBI 証券	システム障害発生時に受注した注文に関する怠慢な事務処理	譴責 再発防止策の提出
新生銀行	不適切な内部管理責任者の配置を行っている状況	過怠金の賦課 500 万円 再発防止策の提出

平成 24 年度では SMBC 日興証券や野村証券など 8 社が処分・勧告を受けている。

このケースで日本証券業協会は、業界において強い統率力があると言える。これは戦前からの団体の成り立ちの点、法令によって認可されている団体である点、証券業という金融資産を扱う業界ため行政や世間からの監視の目が厳しく、協調することによる業界全体、各企業への利益が認識しやすく各社の協調が強まっていると考えられる点、以

上が統率力の源泉として挙げられる。企業の CSR の観点から見ると、法的規制よりも厳しい自主規制を適応することは企業独自の倫理観に基づく行動である。CSR の基本的概念では企業外への倫理的責任を果たす行動と言える。また顧客へ広報していくこと証券業という業界では企業への安心や信頼感が期待できる。また自主規制とその監査を業界団体によって行うことで、企業の内部監査にかかるコストの減少も見込むことができる。

## 第2章 日本経済団体連合会 ー1%クラブー

次に日本経済団体連合会（以下 経団連）の活動を取り上げる。経団連は日本の代表的な企業 1300 社と主要な業種別全国団体 121 団体、地方別経済団体 47 団体から構成される経済団体である。多くの業種の企業が加盟しているが、広義の業界団体とする考え方もあるため今回取り組みを紹介する。経団連の活動としては、経済界が直面する重要課題について意見を取りまとめ、迅速な実現を働きかけている。そのために政治、行政、労働組合、市民など幅広い関係者との対話を行っている。また加盟企業に「企業行動憲章」の遵守を働きかけ、企業への信頼の確立に努めている。その他、分野を問わず政策提言や調査活動を行っている。その中でも 1%クラブという活動を紹介する。

1%クラブは 1990 年 11 月に設立され、会員は経常利益や可処分所得の 1%相当額以上を自主的に社会貢献活動に支出しようと努める企業や個人である。会員に対して寄付や社会貢献活動に関する情報提供するとともに、広く企業の社会貢献活動について広報する事業を行っている。また、企業やその社員と NPO とを結びつけ、より有効な社会貢献活動を行うためのコーディネートも行っている。1%クラブの活動事例として東日本大震災の際の支援活動を取り上げる。

### <被災地物資ホットライン便>

東日本大震災では交通インフラや石油精製施設にも甚大な被害を及ぼしたため、物流機能が麻痺した。そこで発災から 1 週間で被災県の知事等と直接のネットワークを構築し、救援物資を被災地に届ける支援スキームを被災地物資ホットライン便として立ち上げた。具体的には、被災県から要請のあった物資をホームページで公開して企業等に食料品や日用品等の救援物資の提供を呼びかける。地方自治体や自衛隊、民間輸送事業者の協力を得て陸・海・空のルートで被災地まで物資を届けた。企業や団体の協力によって約 300 トンの救援物資を届けている。この取り組みでは具体的に現地のニーズを把握してから物資を輸送することから、物流子会社を持たない企業や比較的中規模の企業が緊急物資支援を行う際に役立ったとの声が上がっている。

### <うるうるパック>

うるうるパックとは、被災地域で必要とされている物資を被災地外で集約し、現地ですのまま各世帯に配布できるように、あらかじめ小分けし袋詰めしたうえで届けるものである。2006 年の長野県・鹿児島県の豪雨水害や 2007 年の能登半島地震や新潟県中越沖地震の際にも行われた活動である。第一弾では、企業等から関係物資の提供とボランティアが参加し、被災地の小中学生向けの学用品や女性向けの基礎化粧品等を詰めたパックを宮城県女川町などに届けている。第二弾では宮城県七ヶ浜町などの小中学生に生活用品等を届けている。

経団連は業界を問わず全国の非常に多数の企業と団体が加盟しており、協調による利益が大きく裏切りは起こり難いと考えられる。1%クラブの取り組みは一見すると他の団体や企業単独でも行われた活動のように思われる。しかし、被災地の様々なニーズに対応し被災地まで支援物資を届けるということを単独でできる企業はかなり限られてくるだろう。被災地物資ホットライン便を用いることで、経団連に加盟している各社の業態から得意な形で物資の支援を行うことができる。また1社単独では被災地のニーズ把握や必要量を知ることは難しく、非効率的な支援になる可能性がある。1%クラブのような形で物資を取りまとめることで必要なところに必要な物を届けることが可能になるだろう。うるうるパックの場合も各者から提供されたさまざまな製品を提供できると同時に、あらかじめ小分けにすることで現地の負担の軽減と被災者へ平等に分配することが可能になる。これらの活動を支援する企業側のCSRとしては、社会貢献的責任を果たしていると考えられる。多くの企業の参画を募ることができる経団連ならではの被災地支援活動であり、企業も参画しやすい取り組みであるといえる。

### 第3章 全日本印刷工業組合連合会 ー全印工連 CSR 認定ー

業界団体が戦略的なCSRへの取り組みを行っている事例として全日本印刷工業組合連合会（以下、全印工連）が行っている全印工連CSR認定について紹介する。全印工連は1955年に設立された中小の印刷業者の業界団体であり、中小印刷業者の経営基盤の強化と発展のための活動を行っている。この全印工連が、他業界に先駆けて業界別CSR認定制度である「全印工連CSR認定」という取り組みを行っている。

全印工連CSR認定は2013年6月25日より開始された。この制度は横浜市立大学のCSRセンターの協力のもと行われている。認定にはワンスター認定（標準認定）、ツースター認定（上位認定）、スリースター認定（最上位認定）の3段階がある。現在は制度の運用が始まったばかりのため、3段階のうちワンスター認定のみが行われている。ワンスター認定を取得するには、横浜市立大学の影山教授の監修によって策定された「CSR取り組み項目チェックリスト」の該当する項目にチェックをつけ、その項目の取り組みを証明する添付書類などとともに全印工連へ申請する。次の図はこのチェックリストの記入例である。

会社名: ●●印刷株式会社		会社住所: ●●県●●市●●●●▲▲▲▲-●●●●-●●●●		社員数: ●●●名			
フリガナ 担当者名: ●●●●●●●●●●		担当者アドレス(必須): ●●●●●●●●●●.co.jp		担当者TEL: ●●●-●●●-●●●●			
【CSR取り組み項目チェックリスト】							
CSR項目	有効性評価項目	申請した項目に○	提出書類の例	1スター認定		取組みポイント数	留意事項
				必須	任意		
1 コンプライアンス	(1.1) 法令遵守	○	「法令遵守宣言書」原本	必須	3P以上	1	
	(1.2) 納税している(税金の未納がない)	○	納税証明書(3の3)の写し			1	
	(1.3) 過去3年以内に法規制などにより行政処分を受けた実績がない	○	「行政処分がないこと」の宣言書原本			1	
	(1.4) 知的財産権などの権利関係を説明する窓口がある		組織図等			1	
	(1.5) 法務に関する窓口がある		組織図等			1	
	(1.6) 【その他注目すべき取組み】	1.6.1				取り組み内容がわかる文書や写真など	1
	1.6.2		取り組み内容がわかる文書や写真など	1			
2 環境	(2.1) GP認定を取得している	○	GP認定証の写し	任意	4P以上	3	VOE、騒音、エネルギー削減・削減、情報公開(環境報告書)、MS標準、GreenGP
	(2.2) ISO14001を取得している	○	ISO14001認定証の写し			2	
	(2.3) 関連の認証や認定(エコアクション21等)を取得している		認定証の写し			1	エコアクション21=MS、G02・廃棄物・排水量・資源/化学物質使用量、報告書
	(2.4) GP認定以外の印刷業向けの認証や認定を取得している	○	FSC-COC認証証の写し			1	
	(2.5) 環境配慮製品の製造または販売を推進している	○	FSC-COC認証証の印刷物の販売計画の写し			1	
	(2.6) 環境関連の表彰を受けたことがある		表彰状の写し			1	
	(2.7) 環境報告書を出している		環境報告書(Webでも可)			1	
	(2.8) 地域の環境活動に参加している	○	会社周辺の清掃・ついで活動記録、写真			1	
	(2.9) GFP、カーボンオフセットなどに取り組んでいる		記録など			1	
		2.10.1 洗浄剤の環境配慮(GP認定洗浄剤への代替)	○			GP認定洗浄剤購入記録の写し	1
【その他注目すべき取組み】	2.10.2 プリンター(PPA)等のリサイクル	○	リサイクル業者のリサイクル証明書の写し	1			
	2.10.3 プリンター入機、DDOPIによる校正の促進	○	入機のプリンター率の記録の写し	1			
	2.10.4 植物油心材使用印刷物の提案	○	植物油心材使用印刷物の提案記録の写し	1			
	(3.1) Pマーク、ISMS等の認証を取得している	○	Pマーク認定証の写し	2			
(3.2) 印刷業界独自の情報マネジメント認証を取得している		認定証の写し	1				

参考：全日本印刷工業組合連合会

このチェックリストはコンプライアンス、環境、情報セキュリティ、品質、雇用・労働安全、財務・業績、社会貢献・地域志向、情報開示・コミュニケーションの8分野が設定されている。申請された書類は、審査を委託する横浜市立大学CSRセンター（横浜市立大学CSRセンター有限責任事業組合）が書類審査を実施し、審査結果を全印工連CSR認定委員会で認定するという流れになっている。認定を受けた企業は次の図に示す全印工連CSR認定マークを名刺や会社案内、ホームページに記載することができ、CSRへの

取り組みをアピールすることが可能である。



参考：全日本印刷工業組合連合会

全印工連 CSR 認定の取得にかかる費用は、従業員規模によって異なるが 6 万円弱から最も高くなる 300 人以上の従業員規模でも 13 万円強で、中小企業であっても認定に対するハードルは決して高くはないと考えられる。認定の有効期間は 2 年間となっており、継続するためには更新審査の実施が義務付けられている。また更新時に現在準備中となっている上位認定であるツースター認定を取得することも可能となっている。ツースター認定時はワンスター認定時のような書類審査に加えて、横浜市立大学 CSR センターによる現地審査が行われることが定められている。

この認定制度が始まった背景として、バブル崩壊やリーマンショックなど企業を取り巻く環境が急激に変化していく中で、中小印刷業者の価格競争激化や廃業が進み、CSR を通じた中小企業の経営品質の改善が急務とされていたことがある。

全印工連のケースでは、中小印刷業者の置かれた厳しい環境という背景から互惠性理論が活性化された状況であると言える。したがって会員企業の協調が強まっている環境であり全印工連が統率力を発揮できる環境である。現在行われているワンスター認定のチェックリストの項目を考慮すると企業の CSR 活動としては、倫理的責任を果たしていると考えられる。この取り組みでは、まだ CSR が十分に行われているとは言えない中小の事業者に対して、認定という外部へのアピール手段としての CSR を提示することにより CSR の普及に大きく貢献する。また 3 段階の認定を設定することで、上位認定の取得を目指した企業の自主的な CSR 活動を誘発することにもつながる。自主的な活動を通して、より倫理的な社会貢献的責任を果たす企業へのきっかけとなりえると考えられる。また大学との連携によって実施することで、公平な審査を実施できると同時に業界団体内に CSR への専門的な知識がなくとも取り組むことができる。大学側にとっても研究成果を社会へ還元する、という社会的責任を果たす手段の 1 つとして有効であるといえるだろう。

#### 第4章 ソーシャルゲーム協会 ―組織の抱える問題点―

最後に現在の取り組みに課題を抱えている事例として、ソーシャルゲーム協会のコンプガチャ問題への対応を紹介する。ソーシャルゲーム協会は2012年に設立された新しい業界団体である。設立の背景としては、2007年にソーシャルゲームが誕生して以来、市場規模は急速に拡大し多くのプラットフォーム事業者やゲーム提供会社が参入してきた。その中で、報道等でも幾度となく取り上げられた、コンプリートガチャ問題をはじめとした業界全体の問題が発生してきたことがある。社会的に安心安全な市場を求める声が高まったことから、大手6社を中心にソーシャルゲームプラットフォーム連絡協議会が設立され、コンプリートガチャへのガイドラインが策定された。この連絡協議会をもとに、その他のソーシャルゲーム関連企業を加えた団体がソーシャルゲーム協会である。

現在はコンプリートガチャやリアルマネートレードへのガイドラインの策定、自主規制の策定、これらを遵守したソーシャルゲームプラットフォーム運営体制が構築されているかの認定などを行っている。しかしながらソーシャルゲーム協会の対応についていくつか問題点も指摘されている。

まずソーシャルゲーム協会の共同会長・代表理事にソーシャルゲームのプラットフォーム事業で大きなシェアを持つグリーとDeNAの社長2名が就任していることがあげられる。策定されたガイドラインや自主規制、審査が適応される企業の社長が策定する側の代表も務めている組織状況では、規制や審査の妥当性や信頼性、公平性に疑問が生じる。また加盟する各社間の協調において悪影響が出る可能性もある。

次に相談・情報提供の窓口が重複していることがある。ソーシャルゲームを利用する消費者が相談・情報提供をしたい場合、現状では各プラットフォーム事業者の窓口とソーシャルゲーム協会の窓口どちらも受け付けている。消費者にとっては窓口が2つあることは混乱を招くことが考えられる。また協会内でカスタマーサポート品質向上に向けて連携する活動もあるが、活動実績についての公開はまだされておらず先に挙げた組織状況から十分な連携がされない可能性もある。

ソーシャルゲーム協会自体はコンプリートガチャ問題をはじめとする業界全体の問題に端を発しており、互惠性理論が働いて協調し結成されたと考えられる。会員企業は業界団体の自主規制や審査を通して、倫理的責任を果たしていくことを目指している。しかし業界団体の中立性、信頼性に問題があり自主規制等の適用が企業のCSRとして十分に責任を果たしているとはいえない。業界内でのシェアなどに基づく力関係の差により、大手企業主導による団体運営となっていることが原因として考えられる。

### 第3部 まとめ・提言

第2部で紹介した事例をもとに業界団体と企業のCSRについての考察を述べていく。まず事例と囚人のジレンマの理論を用いると、業界団体は企業のCSRの向上に寄与すると考えられる。ソーシャルゲーム協会の場合のような業界全体で共有される問題や法規制、税制の問題は企業活動を行っていく上で避けては通れない。その問題が自社にもたらす結果がはっきりしていることにより互惠性理論が活性化することで、長期的には非協調を選択しても得ではないと判断され業界として協調し、業界団体が生まれる。業界団体という中立的立場から解決を目指すことで解決策への企業外からの信頼性の向上が見込まれ、自主規制などの場合各社に同一に適応されることから競争面で不利になる企業が発生することはない。企業が問題の解決へ協力することはCSRの一つといえる。しかしながら、課題も見受けられる。互惠性理論と今回取り扱った事例から考えると何か問題が存在してから協調が強まり、CSRの向上につながる活動がなされる。逆に問題がなければ、CSRの向上につながる活動がなされないとも考えられる。同じように自主規制や業界憲章といった規則の遵守もCSR活動ではあるものの、CSRの向上とは受け取られにくい。また業界全体で統一して取り組む必要があることから、社会貢献的責任を果たす積極的CSRにはなりにくいと考えられる。特に社内へ向けてのCSRについて業界団体に関わる事例は、今回見受けられなかった。最後に業界団体として協調へ至っても、世間から業界団体への信頼が得られていなければ業界団体主導の活動を行ってもCSRとしての意味がない。業界団体にも企業と同様に組織の透明性、加えて会員企業への公平性も求められる。

以上で挙げた課題についてこれから業界団体が目指すべき姿を提言していく。

会員企業が平時からCSRの向上に努め、積極的なCSR活動をするために、業界全体としてCSRが評価される環境づくりを目指すべきだと考える。現在の日本では、積極的にCSRを行っている企業であっても、そのことが消費者の購買行動やSRI（社会的責任投資）などとして反響が帰ってくることは少ない。アメリカでは、過去に三菱商事がメキシコで建設を予定していた製塩工場について環境破壊への懸念から、環境保護団体による新聞広告による反対運動や不買運動に会っている。しかし日本では、近年大規模な不買運動などは起きていない。SRIについてみると2012年の時点でアメリカ市場でのSRI資産は3.74兆ドル（約374兆円）であるのに対し、日本では約7400億円とアメリカの0.2%ほどの規模しかない。そのため、日本の企業社会においてCSRが差別化要因となる環境をつくっていくことが業界団体には必要と考える。具体的には

- (1) CSRという概念そのものの普及へ向けて広報することが不可欠である。



(2) ISO26000 など CSR の指針を参照しつつも、各社が行っている CSR を横並びで評価するために、全印工連の認定制度のような業界としての共通の認定、評価制度を作る必要があるだろう。

(3) 業界団体は政治や行政と対話のチャンネルを持っているため、CSR の取り組みに熱心な会員企業に対する制度面での優遇などを働きかけていくことができる。この場合、大学や他の NPO と協力して働きかけていくことや会員企業が CSR に取り組む際に、会員企業と NPO などとのマッチングで仲介役となり積極的な CSR に取り組みやすくすることも現在以上に重要な役割として求められる。

(4) 多数のチャンネルを通して働きかけを行う上で、業界団体自身の透明性が確保される必要がある。会員企業が監視を行い、透明性を確保し信頼を保っていくことも行われるべきである。こうした監視活動も CSR の一つといえる。

確かに、業界団体が主導した CSR 活動では業界の問題に直面してから取り組み始めることが多く、積極的 CSR になりにくいという先に述べた課題を克服することは難しいと考える。しかし会員企業が自主的に積極的 CSR を行うインセンティブを整備していくことで、会員企業の取り組みが促進されステークホルダーとメリットを享受することによる業界の発展が期待される。またそのことを通じて、業界団体や協力する NPO などの団体は SR を果たすことができると考える。

おわりに

今回、業界団体という知名度の低い分野に焦点を当て調べていく過程で非常に多くの業界と業界団体が存在することを知り勉強になった。その活動は、様々で事例として取り上げたような積極的な活動を行っている団体もある一方で、形骸化し全く活動内容が見えてこない団体も存在した。業界団体そのものの変革も問われてきているように思われる。しかし企業と強いつながりがありながら、非営利団体として活動する業界団体には、私の提言以外に CSR の向上へ果たすことのできる役割がまだ隠されているように思われる。業界の発展という言葉の対象には、会員企業のみならず顧客をはじめとするステークホルダー全体が含まれ、CSR と同様の考え方であるように私は思う。今後、CSR との関わりの面から更に研究が進んでいくことを期待したい。

はじめに述べたように日本には業界団体が 3000 ほどあるといわれる。本論文では、業界団体が取り組んでいる事例のうち数例のみを扱い、その選択に恣意的な部分があることは否めない。理論を用いた分析にも稚拙な部分があり今後の課題としたい。

最後になりますが、本論文の執筆にあたり様々なご指導をいただきました高浦康有先生に深謝いたします。また、意見交換の場でご指摘をくださいました高浦ゼミの皆さんにも感謝いたします。

#### 参考文献

- ・山岸俊男 『社会的ジレンマ「環境破壊」から「いじめ」まで』 PHP 新書 (2000)
- ・デビット・ボーゲル 『企業の社会的責任 (CSR) の徹底研究』 一灯社 (2007)
- ・斎藤慎 『企業評価の新しいモノサシ』 生産性出版 (2000)

#### 参考ホームページ

- ・一般社団法人 日本証券業協会 公式ウェブサイト <http://www.jsda.or.jp/>
- ・一般社団法人 日本経済団体連合会 公式ウェブサイト <http://www.keidanren.or.jp/>
- ・一般社団法人 全日本印刷工業組合連合会 公式ウェブサイト  
<http://www.aj-pia.or.jp/index.html>
- ・一般社団法人 ソーシャルゲーム協会 公式ウェブサイト <http://jasga.or.jp/>
- ・NPO 法人 社会的責任投資フォーラム 公式ウェブサイト  
<http://sifjapan.org/sri/data.html>
- ・日経 CSR プロジェクト 日本経営倫理学会 CSR 研究部会レポート(1) 『戦略的 CSR マネジメントと企業経営』  
[http://www.nikkei.co.jp/csr/pdf/enquiry/enquiry\\_n\\_csr\\_report01.pdf](http://www.nikkei.co.jp/csr/pdf/enquiry/enquiry_n_csr_report01.pdf)  
(2013年12月14日アクセス)
- ・経済同友会  
『「市場中心の経済システム」にむけた業界団体の役割—自立し開かれた小さな業界団体を目指して—』  
<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/1997/pdf/970625a.pdf>  
(2013年12月15日アクセス)
- ・Alterna 『業界別 CSR 認定制度、印刷業界が一番乗り』  
<http://www.alterna.co.jp/11227> (2013年12月15日アクセス)
- ・日本経済新聞電子版 『火花散らす DeNA とグリー ソーシャルゲーム協会に暗雲』  
2013年11月14日  
<http://www.nikkei.com/article/DGXZZO48363080T11C12A1000000/>  
(2013年12月13日アクセス)